

ずっと近くで、にいがたを想う。



第174回 定時株主総会 招集ご通知

- [**開催日時** 2025年6月26日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時]
- [**開催場所** 新潟市中央区東大通一丁目2番23号
北陸ビル 8階 当社会議室]
- [**議 案** 議案 剰余金の処分の件]

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時 まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9537/>



定時株主総会招集ご通知	1
インターネットによる議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	6
連結計算書類	24
計算書類	36
監査報告	45

証券コード：9537 北陸瓦斯株式会社

証券コード 9537
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主各位

新潟市中央区東大通一丁目2番23号

北陸瓦斯株式会社
代表取締役社長 敦井 一友

第174回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第174回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第174回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hokurikugas.co.jp/company/ir/sokai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9537/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセス後、当社名「北陸瓦斯」または当社証券コード「9537」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご確認ください。)



なお、当日の出席に代えて、事前にインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



インターネットにより
議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、

▶ **2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで**
に賛否をご入力ください。(3~4頁をご参照ください。)



書面(郵送)により
議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、

▶ **2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで**
に到着するようご返送ください。



株主総会への出席により
議決権を行使される場合

▶ お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付に
ご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

記

1 日 時	2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2 場 所	新潟市中央区東大通一丁目2番23号 北陸ビル 8階 当社会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第174期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第174期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件 決議事項 議案 剰余金の処分の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

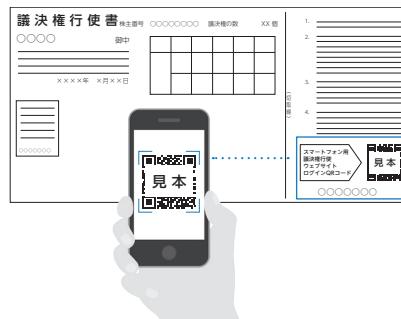
2025年6月25日（水曜日）
午後5時 入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

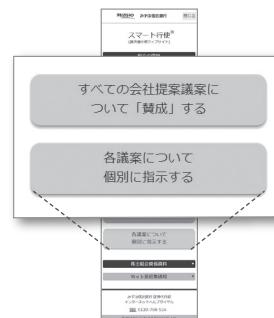


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

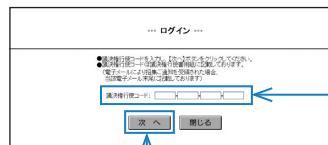
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

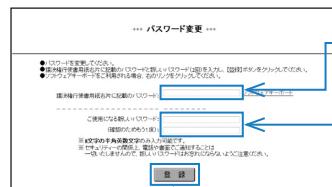
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

受付時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

株主総会参考書類

議 案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、財政状態、業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 80円 総額 375,574,080円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などにより景気回復の兆しが見られたものの、ロシアによるウクライナ侵攻・中東情勢などを背景にした地政学リスクの高まりや、継続的な物価上昇、アメリカの政権交代に伴う政策動向など、先行きが不透明な状況が継続しました。

エネルギー業界におきましては、業種や地域の垣根を越えた事業者間の競争激化に加え、急速な脱炭素化の進展など大きな転換期を迎えております。

こうした情勢下にあります、当社グループは総力をあげて都市ガスの普及拡大、保安の確保および将来に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の売上高は、業務用のお客さま設備の稼働の減少によりガス販売量が減少したものの、当社におきまして2024年10月分よりガス料金の改定を行ったこと、連結子会社において空調機器の販売・施工の増加があったことなどから、前期比0.6%増の617億66百万円となりました。

営業費用につきましては、LNG価格の下落およびガス販売量の減少に伴い原料費が減少したことから、前期比3.2%減の603億56百万円となりました。

その結果、営業利益は14億10百万円（前期は営業損失9億43百万円）、営業外収益および営業外費用を加えた経常利益は16億81百万円（前期は経常損失5億99百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当期に固定資産の売却に伴う特別利益を計上したほか、前期に繰延税金資産の一部取崩しによる法人税等調整額の計上があったことなどから、19億52百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失17億59百万円）となりました。

主要な事業別の概況は次のとおりであります。

なお、事業別の売上高およびセグメント利益又はセグメント損失には、事業間の内部取引に係る金額を含んでおります。

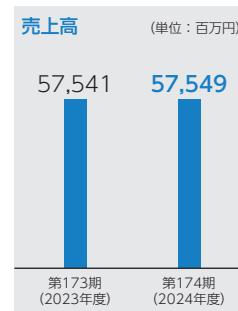
都市ガス

当期末のお客さま件数は、前期末に比べ0.1%増の458,570件となりました。

ガス販売量につきましては、業務用のお客さまの設備稼働が減少したことにより、前期比0.9%減の405,762千㎡となりました。

都市ガス事業（付随する受注工事および器具販売を含む）の売上高は、ガス販売量が減少したものの、ガス料金の改定などにより575億49百万円と前期並みとなり、セグメント利益はLNG価格の下落に伴い原料費が減少したことなどから10億円（前期はセグメント損失13億28百万円）となりました。

（注）ガス販売量は1㎡当たり45メガジュール換算で表示しております。



その他

事業内容（セグメント）別では、LPG事業の売上高は前期比11.8%増の23億7百万円、ガス設備の保全・設計施工事業の売上高は前期比5.1%増の12億61百万円、住宅設備機器の販売施工事業の売上高は前期比13.0%増の20億64百万円、土木・管工事業の売上高は前期比8.7%減の26億68百万円、太陽光発電事業の売上高は前期比11.4%減の62百万円となりました。

その結果、上記の事業を合計した売上高は前期比3.4%増の83億65百万円、利益につきましては6.4%減の4億3百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資総額は44億90百万円となりました。その主な内容は、経年ガス管取替に伴う導管設備の取得であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、エネルギー事業者間の競争激化に加え、人口減少や少子高齢化、気候変動、災害の激甚化などにより厳しい状況が続いております。また、2月に策定された第7次エネルギー基本計画では、あらためて「S(安全性)+3E(安定供給・経済効率性・環境適合性)」の原則が政策の基本的視点であることが示され、天然ガスが脱炭素化の実現に向けた重要なエネルギー源として位置づけられたことから、ガス事業を中心に据える当社グループの果たすべき役割は日々重要性を増しております。

このような状況のなか、当社グループは新潟県内約46万件のお客さまへの都市ガスの安定供給を引き続き事業の根幹としつつ、以下の取り組みを重点的に進めてまいります。

1つ目は、安定した収益構造の構築であります。昨今の国内外の情勢下による物価上昇や原料価格の高止まりといった状況下において、当社は適正なガス料金水準を維持し安定的に収益を確保できるよう、2024年10月に14年ぶりとなるガス料金改定を実施いたしました。

また、お客さまニーズにお応えすべく、新規サービスであるガスと電気のセット販売「北陸ガス+でんき」の開始や、会員サイト「ずっと近くでねっと」を開設し顧客基盤の拡大を目指すとともに、新潟県警察の庁舎等におけるPPA事業をはじめとしたエネルギーサービス関連事業への取り組みも強化してまいりました。

今後も引き続きガス需要の維持拡大に努めるとともに、当社の持続的成長に資する新規事業やサービスを検討・実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

2つ目は、事業基盤の強靱化であります。レジリエンス強化として、過去の災害対応の経験を活かし、導管の耐震性向上や遠隔監視システムの機能強化に継続して取り組むとともに、事業継続を想定した部門横断的な災害対応訓練を実施することで、災害時における一層の対応力強化を図ってまいります。また、保安・安定供給の維持向上を目的としたスマート保安の導入に向けた検討も進めてまいります。

加えて、情報セキュリティ対策を強化するとともに、クラウド、生成AI、ローコード開発等の技術を活用し、業務全般の効率化、DX推進にも積極的に取り組んでまいります。

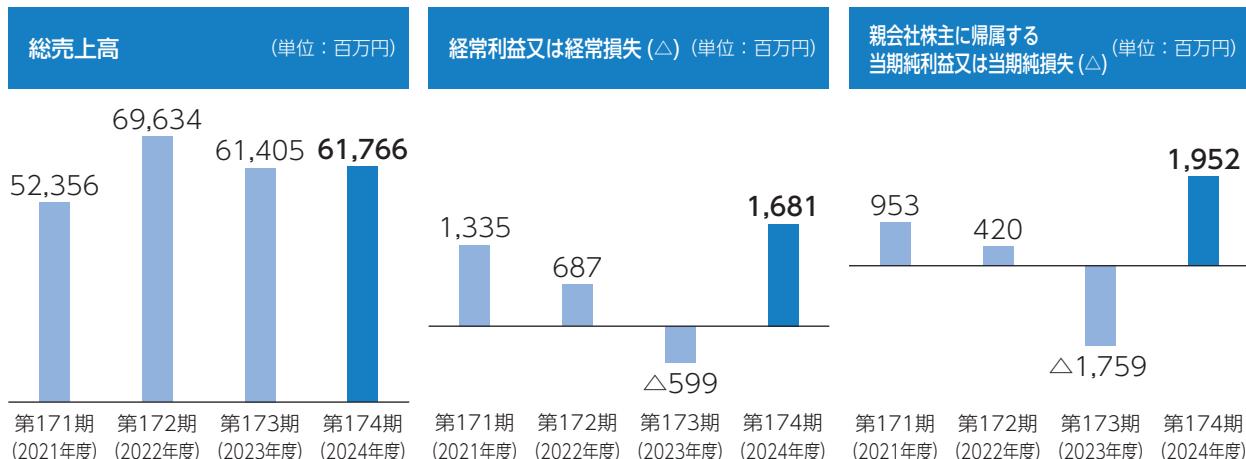
3つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みであります。脱炭素社会の実現に向け、業務用のお客さまに対するカーボン・オフセット都市ガスの供給やガスZEBの推進に加え、家庭用・業務用における他熱源をご利用のお客さまに対して都市ガス転換を積極的に提案するとともに、エネファームをはじめとした省エネ機器の普及促進による低炭素化に取り組んでまいります。

当社グループはこれらの取り組みを着実に実行し、引き続きお客さまニーズや環境変化に応じた付加価値の高いサービスを提供することで、地域のお客さまに信頼され、選択され続ける企業グループを目指してまいります。

また、当社は2025年4月に小千谷市が運営しておりました小千谷地区のガス事業を譲り受け、事業を開始いたしました。今後はスムーズな業務移行を心掛けるとともに、より一層のお客さまサービスの向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移



区分	第171期 (2021年度)	第172期 (2022年度)	第173期 (2023年度)	第174期 (2024年度)
総売上高 (百万円)	52,356	69,634	61,405	61,766
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	1,335	687	△599	1,681
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	953	420	△1,759	1,952
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	198円96銭	88円14銭	△377円75銭	419円98銭
総資産 (百万円)	63,634	63,648	63,033	65,190
純資産 (百万円)	50,726	51,140	49,709	52,151

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 第172期より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を導入しており、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
都市ガス	都市ガスの製造・供給および販売、ガス受注工事の施工、ガス機器の販売
その他	LPGの販売、ガス設備の保全・設計施工事業、住宅設備機器の販売施工事業、土木・管工事業、太陽光発電事業等

(7) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	新潟市中央区東大通一丁目2番23号
支 社 等	新潟支社・新潟供給センター（新潟市中央区）、長岡支社・長岡供給センター（長岡市）、 柏崎支社・柏崎供給センター（柏崎市）
工 場 等	東港工場（聖籠町）、西長岡供給所（長岡市）、藤井供給所（柏崎市）

② 子 会 社

会 社 名	所 在 地
北陸天然瓦斯興業株式会社	新潟市東区
北陸ガスエンジニアリング株式会社	新潟市中央区
北陸ガスリビングサービス株式会社	新潟市中央区
蒲原瓦斯株式会社	新潟市西蒲区
北栄建設株式会社	新潟市中央区

(8) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
北陸天然瓦斯興業株式会社	70,000	100.00	LPGの販売
北陸ガスエンジニアリング株式会社	50,000	100.00	ガス設備の保全、設計施工
北陸ガスリビングサービス株式会社	50,000	100.00	住宅設備機器の販売施工
蒲原瓦斯株式会社	180,000	41.82 (0.98) [22.07]	都市ガスの供給、販売 ガス受注工事の施工 ガス機器の販売
北栄建設株式会社	100,000	48.40 (4.30) [29.43]	土木・管工事業

- (注) 1. 出資比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率の () 内は、間接所有の出資比率で内数となっております。
3. 出資比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の出資比率で外数となっております。
4. 当事業年度末における連結子会社は上記5社、持分法適用会社は2社であります。

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
642名	+2名

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
(2) 発行済株式の総数 4,694,676株（自己株式105,324株を除く）
(3) 株主数 1,920名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
敦井産業株式会社	530	11.30
公益財団法人北陸瓦斯奨学会	451	9.61
公益財団法人敦井奨学会	334	7.12
光通信株式会社	297	6.33
新潟ヒューム管株式会社	261	5.57
株式会社UH Partners 2	243	5.19
公益財団法人敦井コレクション	150	3.20
三条信用金庫	118	2.51
敦井株式会社	104	2.23
株式会社第四北越銀行	87	1.85

- (注) 1. 当社は、自己株式を105,324株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」に係る信託口が所有する株式（39,800株）は含まれておりません。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（105,324株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年5月27日開催の取締役会決議により、従業員の福利厚生への増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を導入しており、当事業年度末において株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式は39,800株であります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	敦 井 榮 一	敦井産業株式会社 代表取締役会長 蒲原瓦斯株式会社 代表取締役会長 公益財団法人北陸瓦斯奨学会 理事長 公益財団法人敦井奨学会 理事長 公益財団法人敦井コレクション 理事長
取締役社長 (代表取締役)	敦 井 一 友	敦井産業株式会社 代表取締役社長 株式会社第四北越銀行 社外取締役（監査等委員）
常務取締役 (代表取締役)	高 橋 嘉津夫	企画部・総務部・経理部・営業部担当
常務取締役	古 俣 祐 輔	ICT推進部・供給部担当 北陸天然瓦斯興業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	清 水 崇 之	営業部長
取 締 役	唐 橋 英 輔	供給部長
取 締 役	阿 達 宏 通	
取 締 役	小 林 宏 一	小林石油株式会社 取締役会長 株式会社にいがたエネルギー 代表取締役
取 締 役	鶴 巻 克 恕	鶴巻克恕法律事務所 弁護士
取 締 役	殖 栗 道 郎	株式会社第四北越フィナンシャルグループ 代表取締役社長 株式会社第四北越銀行 取締役頭取 株式会社BSNメディアホールディングス 社外取締役 一般社団法人新潟県経営者協会 会長
常勤監査役	小 出 清	
監 査 役	西 潟 精 一	三条信用金庫 会長
監 査 役	島 垣 恭 洋	

- (注) 1. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および殖栗道郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 西潟精一氏および島垣恭洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 西潟精一氏は、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役 小林宏一氏、鶴巻克恕氏および監査役 西潟精一氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 阿達宏通、小林宏一、鶴巻克恕、殖栗道郎の各氏および監査役 西潟精一、島垣恭洋の両氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該被保険者の範囲は当社および当社子会社のすべての取締役、執行役および監査役であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約により、被保険者の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起された場合における損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないよう、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月22日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、指名報酬委員会が決定方針等に沿うものであることも含めて審議していることから、取締役会としてもその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の役員報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、業績や個々の役員の職責、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬については取締役会の諮問機関である指名報酬委員会での意見を参考に、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、以下の方針に基づいて決定する。

- (a) 個々の役員が担う役割・責任に応じた報酬体系
- (b) 当社の事業環境や業績を考慮した報酬体系
- (c) 監査役は監査役の独立性や機能を考慮した報酬体系

イ. 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬体系は、業務執行取締役（役付取締役および使用人兼務取締役）・常勤監査役は「基本報酬（月例）＋賞与」とし、取締役（業務執行取締役を除く）・監査役（常勤監査役を除く）は「基本報酬（月例）」のみとする。業務執行取締役における基本報酬は「固定報酬＋業績連動報酬」で構成し、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮した上で、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業務執行において単年度の業績結果を明確に反映させる観点から、当期純利益を指標とした現金報酬とし、事業全体の状況を踏まえて決定する。

なお、業績連動報酬は当期純利益に加えて事業全体の状況などを総合的に勘案し決定することから、指標の目標は明確には定めないこととする。

エ. 役員報酬における固定報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬制度に定める基本方針に基づき、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合を決定する。

取締役の個人別報酬額の決定については、固定報酬部分は役位別に定める指数等をもとに個別の年間報酬額を算定し、また、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分する。

なお、取締役の個人別報酬構成割合は代表取締役社長の報酬構成割合に準じて、職責や報酬水準を考慮して決定することとし、取締役（業務執行取締役を除く）および監査役は業務執行から独立した立場であることから基本報酬は月例の固定報酬のみとする。

オ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額の決定については、報酬額の決定手続きにおける客観性・透明性の確保を図るため、社外役員が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会における代表取締役一任の決議に基づき、代表取締役社長である敦井一友が、その役位に応じた報酬額を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬		賞与	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	175,720 (9,000)	134,910 (9,000)	30,240 (-)	10,570 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	24,595 (6,000)	23,181 (6,000)	- (-)	1,414 (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	200,315 (15,000)	158,091 (15,000)	30,240 (-)	11,984 (-)	17 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第173回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、業務執行において半年度の業績結果を明確に反映させる観点から当期純利益を指標としており、当事業年度における業績連動報酬の算定に使用したその実績は122百万円（2022年度）および△1,954百万円（2023年度）であります（2023年度は当期純損失につき当期純利益を0として算定）。なお、業績連動報酬部分は当期純利益を指標とした指数に基づき算定した報酬額を、固定報酬の合計に対する個別割合にて配分しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、取締役の報酬限度額として、月額20,000千円以内（うち社外取締役分月額2,000千円以内）、賞与額は年額15,000千円以内（うち社外取締役分年額1,500千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第164回定時株主総会において、監査役の報酬限度額として、月額4,000千円以内、賞与額は年額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長である敦井一友に対し各取締役の基本報酬における固定報酬および業績連動報酬の支給割合の決定を委任しております。委任した理由は、個々の役員が担う役割や責任に応じて、事業環境や業績を考慮したうえで、総合的に勘案して決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会の諮問機関である指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。
7. 当社は2015年6月26日開催の第164回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。これに基づき、上記の報酬等の額のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し5,904千円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 小林 宏一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、小林石油株式会社および株式会社いいがたエネルギーにエコ・ステーションの運営委託等を行っております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、エネルギー産業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

② 取締役 鶴巻 克恕

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と鶴巻克恕法律事務所において特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から議案の審議等に必要発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

③ 取締役 殖栗 道郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、株式会社第四北越銀行より資金の借入等を行っております。なお、当社と株式会社第四北越フィナンシャルグループ、株式会社BSNメディアホールディングスおよび一般社団法人新潟県経営者協会において重要な取引関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④ 監査役 西潟 精一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社と三条信用金庫において特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、金融業で培われた経営能力や専門知識を活かした高い見識から監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

⑤ 監査役 島垣 恭洋

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者等との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席しております。また、当事業年度に開催された監査役会7回すべてに出席し、会社経営に携わった豊富な経験および当社グループ会社において監査役を歴任して培われた幅広い知識や知見を基に監査結果の意見交換および監査に関する重要事項の審議等を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,200千円

(3) 非監査業務の内容

当社および当社子会社 蒲原瓦斯株式会社は、会計監査人に対してガス事業託送供給収支計算規則に基づく証明書発行業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づく当社の業務の適正並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制は以下のとおりとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に行われる社長他業務担当取締役出席の議論の場（以下「常務会等」という）でコンプライアンス事案を含む重要案件を審議し、その場で常勤監査役の意見を求め、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人等から意見を求める。また、公益通報規程を制定するとともにそれに基づき内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等個別規程類の定めにより、情報文書の保存管理を行い、引き続きその充実を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

災害・事故等当社の主要リスクについては、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を実施する。リスク発生時には担当部署での一次対応に加え、常務会等の場において適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画に基づく各部門の活動方針や業務目標の設定、定期的進捗管理・業績報告により、全社一体的な執行体制の継続を図る。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役と子会社取締役とが定期的に情報交換を行うとともに、監査室による子会社への内部監査を通じて、子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備を図る。また、グループ全体の内部通報窓口を当社に設置、運用する。子会社において重大なリスクが発生した場合に、当社は報告を受け、連携して対応にあたる。
- ② 当社は子会社取締役より、業務執行状況その他の重要な情報について報告を受ける。
- ③ 子会社の事業運営については自主性を尊重しつつ、事業運営にとって重要な事項については当社と協議することにより、連携を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から補助使用人設置の要請があった場合、監査役の指示に従い適切に対応する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役へは常務会等の場で重要な決議事項や経営状況の報告を行うとともに、業務執行取締役が決裁する重要な稟議書を回付する。また、監査室による内部監査結果についても監査役へ報告する。
- ② 子会社取締役は監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。内部通報制度により子会社から通報があった場合、当社は通報の状況を監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査については、十分な協力を行うとともに監査室等と緊密な連携を図る。監査役の職務を執行するうえで必要な費用について適切に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 定期的で開催される常務会等の場で、法令や定款に定める事項、重要な業務執行に関する事項等の審議・報告を行っております。その際には常勤監査役等に意見を求めることで、取締役の職務の適正性の確保を図っております。また、部門目標の設定や進捗管理、業績についても定期的に審議・報告を行っており、情報の共有により全社一体的な執行体制の継続を図っております。
- ② 災害・事故等、主要なリスクについては、それを未然に回避し、またその影響が最小限となるよう、各業務担当取締役がリスクの把握・評価を行い、担当部署において規程・要領等による管理や必要に応じた研修・訓練を定期的を実施しております。さらに、リスク顕在化時には担当部署による一次対応に加え、常務会等の場において迅速に適切な対策を講じております。
- ③ 当社取締役と子会社の経営責任者をメンバーとする会議を定期的で開催し、子会社の業務執行や事業運営に関する重要な情報について報告を受け、必要に応じて協議を行うことで、子会社との情報交換及び意思疎通を図っており、当社に子会社の情報が確実に報告される体制を確保しております。
- ④ 常勤監査役及び監査室をグループ全体の内部通報窓口とし、通報の方法、調査の体制、不正があった場合は是正措置等、所要の手續・体制を当社及び子会社において周知しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

- ⑤ 監査室は内部監査を実施し、当社及び子会社における法令等の遵守状況、職務の遂行に係る適法性・妥当性等の確認を行っております。内部監査の結果は社長及び常勤監査役に報告し、必要に応じて当該部門の責任者に対し、改善に向けた意見・指摘を行い、フォロー監査を実施して改善措置の実施状況を検証しております。
- ⑥ 常勤監査役は常務会等の重要な会議に出席し、決議事項や経営状況の報告を受け、その知識・経験を活かし適切な意見を述べるとともに、会計監査人及び監査室と定期的に情報交換を行い、当社の監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことで、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性の確認を行っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令を遵守した企業活動を行い、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針とする。具体的には顧問弁護士や警察、新潟県暴力追放運動推進センター等の外部機関と連携して、反社会的勢力を排除するとともに、更なる社内体制の整備に努めるものとする。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	49,451,867
有形固定資産	37,639,518
製造設備	3,878,081
供給設備	30,317,658
業務設備	2,162,145
その他の設備	865,904
建設仮勘定	415,727
無形固定資産	2,404,551
のれん	1,756,880
その他無形固定資産	647,670
投資その他の資産	9,407,797
投資有価証券	3,852,248
退職給付に係る資産	1,514,037
繰延税金資産	480,959
その他投資	3,595,787
貸倒引当金	△35,235
流動資産	15,738,860
現金及び預金	8,746,044
受取手形、売掛金及び契約資産	5,632,598
その他流動資産	1,376,491
貸倒引当金	△16,274
資産合計	65,190,727

科目	当期
負債の部	
固定負債	3,753,134
長期借入金	108,272
繰延税金負債	808,662
役員退職慰労引当金	144,776
ガスホルダー修繕引当金	1,622,406
器具保証引当金	469,368
退職給付に係る負債	73,804
その他固定負債	525,843
流動負債	9,286,216
1年以内に期限到来の固定負債	1,396
支払手形及び買掛金	4,017,555
未払法人税等	415,877
災害損失引当金	3,865
その他流動負債	4,847,521
負債合計	13,039,350
純資産の部	
株主資本	45,958,067
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,277
利益剰余金	43,966,640
自己株式	△429,850
その他の包括利益累計額	2,874,042
その他有価証券評価差額金	1,872,388
退職給付に係る調整累計額	1,001,654
非支配株主持分	3,319,266
純資産合計	52,151,376
負債純資産合計	65,190,727

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用		収 益	
売上原価	39,698,222	売上高	61,766,221
(売上総利益)	(22,067,998)		
供給販売費及び一般管理費	20,657,872		
供給販売費	18,101,306		
一般管理費	2,556,565		
(営業利益)	(1,410,126)		
営業外費用	1,285	営業外収益	272,846
支払利息	122	受取利息	4,144
その他	1,162	受取配当金	118,023
		導管修理補償料	45,863
		受取賃貸料	60,768
		持分法による投資利益	4,062
		その他	39,984
経常利益	1,681,688		
		特別利益	626,445
		固定資産売却益	626,445
税金等調整前当期純利益	2,308,133		
法人税、住民税及び事業税	362,917		
法人税等調整額	△73,883		
当期純利益	2,019,100		
非支配株主に帰属する当期純利益	66,316		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,952,784		
合 計	62,665,513	合 計	62,665,513

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,400,000	21,277	42,389,443	△460,451	44,350,269
当期変動額					
剰余金の配当			△375,587		△375,587
親会社株主に帰属する当期純利益			1,952,784		1,952,784
自己株式の取得				△605	△605
自己株式の処分				31,207	31,207
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	1,577,196	30,601	1,607,797
当期末残高	2,400,000	21,277	43,966,640	△429,850	45,958,067

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,687,869	404,028	2,091,897	3,267,682	49,709,849
当期変動額					
剰余金の配当					△375,587
親会社株主に帰属する当期純利益					1,952,784
自己株式の取得					△605
自己株式の処分					31,207
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	184,519	597,625	782,145	51,583	833,728
当期変動額合計	184,519	597,625	782,145	51,583	2,441,526
当期末残高	1,872,388	1,001,654	2,874,042	3,319,266	52,151,376

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数は5社であり、名称は次のとおりであります。
北陸天然瓦斯興業(株)、北陸ガスエンジニアリング(株)、北陸ガスリビングサービス(株)、蒲原瓦斯(株)、北栄建設(株)
- ② 主要な非連結子会社の名称は次のとおりであります。
北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス
非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の数は2社であり、名称は次のとおりであります。
妙高グリーンエナジー(株)、北陸不動産(株)
- ② 持分法を適用していない非連結子会社4社（うち主要なものは北陸土地開発(株)、北陸リース(株)、(株)ガスサービス）及び関連会社3社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。
- ② 棚卸資産
製品、原料、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、未成工事支出金については個別法による原価法によっております。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員退職慰労引当金
従業員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ③ ガスホルダー修繕引当金
球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

④ 器具保証引当金
販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

⑤ 災害損失引当金
「令和6年能登半島地震」により被災した設備の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(二) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

都市ガスの販売

ガス事業会計規則を適用し、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しております。

(ホ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。

(ハ) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 480,959千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は1,103,787千円）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産については、過去の実績及び収支見通しを踏まえた将来の課税所得の発生時期、金額に基づき合理的と考えられる見積りによりその回収可能性を判断しております。この見積りには、ガスの需要動向及び原料価格の見通しなど、連結計算書類作成時点で利用可能な情報に基づいた仮定が含まれております。

なお、上記により予測された将来の課税所得が発生しなかった場合には、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	165,035,192千円
(2) 保証債務	
関東信越ガス事業協同組合	19,520千円
妙高グリーンエナジー株式会社	110,000千円
(3) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額	
受取手形	362,087千円
売掛金	866,610千円
契約資産	237,498千円
(4) その他流動負債のうち、契約負債の金額	
契約負債	612,653千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,800千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

(イ) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	375,587千円
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が所有する自社の株式に対する配当金4,040千円が含まれております。

(ロ) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	375,574千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	80.0円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議予定の配当金の総額には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」が所有する自社の株式に対する配当金3,184千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(イ) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(ロ) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、当該契約は固定金利のため金利の変動リスクはありません。その他、株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入に伴う信託口における金融機関からの借入金が含まれており、当該契約は変動金利のため金利の変動リスクを含んでおります。

(ハ) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、主に設備投資に係る資金調達を目的とした借入金の支払金利変動リスクを抑制するため、固定金利での借入れを行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券及び投資有価証券	3,167,169	3,167,169	-
(2) その他投資	3,220,000	3,219,938	△61
資産計	6,387,169	6,387,108	△61
(1) 長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	109,668	109,668	0
負債計	109,668	109,668	0

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること、その他投資のうち満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える預金以外のものは重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額685,078千円）は非上場株式であり、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(イ) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,167,169	-	-	3,167,169
資産計	3,167,169	-	-	3,167,169

(ロ) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他投資				
定期預金	－	3,219,938	－	3,219,938
資産計	－	3,219,938	－	3,219,938
長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債	－	109,668	－	109,668
負債計	－	109,668	－	109,668

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他投資

満期までの期間が決算日の翌日から起算して1年を超える定期預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び1年以内に期限到来の固定負債

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によるものとして、いずれもレベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	都市ガス	LPG	ガス設備の保全・設計施工	住宅設備機器の販売施工
一時点で移転される財	4,995,577	43,972	195,839	969,725
一定の期間にわたり移転される財	－	949,335	98,448	－
顧客との契約から生じる収益	4,995,577	993,307	294,287	969,725
その他の収益	52,541,351	42,531	－	－
外部顧客への売上高	57,536,929	1,035,838	294,287	969,725

	報告セグメント		合計
	土木・管工事	太陽光発電	
一時点で移転される財	220,808	62,858	6,488,781
一定の期間にわたり移転される財	1,645,773	－	2,693,556
顧客との契約から生じる収益	1,866,582	62,858	9,182,338
その他の収益	－	－	52,583,882
外部顧客への売上高	1,866,582	62,858	61,766,221

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(イ) ガス器具の販売

ガス器具が顧客により検収された時点において顧客が当該ガス器具に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

(ロ) ガス受注工事の施工及び土木・管工事業

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、決算日までに発生した工事原価等が、予想される工事原価等の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ハ) LPGの販売

定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しておりますが、決算月においては、検針日から決算日までの未検針の期間に生じたガス使用量を見積ることにより、連結会計年度のガス使用量に基づく収益を認識しております。未検針の期間に生じたガス使用量は、決算月の検針により測定したガス使用量を基礎として、前回検針から当該決算月の検針までの日数に対する未検針日数の割合に基づき算定しております。また、単価については決算月におけるLPGの平均販売単価を用いております。

なお、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 (二) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、都市ガスの販売についてはガス事業会計規則に基づいて収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	1,319,413	1,228,697
契約資産	284,171	237,498
契約負債	427,732	612,653

契約資産は主に期末日現在で未請求の土木・管工事業の対価に対する権利に関連するものであります。当該契約資産は、残りの履行義務が完了し、請求が行われた時点で売上債権に振り替えられます。契約負債は主にガス受注工事にかかる顧客からの前受金に関連するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は375,124千円であります。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は225,173千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 10,490円53銭

(2) 1株当たり当期純利益 419円98銭

(注) 当社は「株式給付信託(従業員持株会処分型)」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度39,800株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度45,116株)。

9. 重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

当社は、2024年6月26日に成立した小千谷市ガス事業譲渡に関する契約に基づき、2025年4月1日に小千谷市が運営するガス事業を譲受け、事業を開始しました。

ガス事業譲受けの要旨は次のとおりであります。

(1) 譲受けの目的

譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、小千谷市の都市ガス事業を譲受けたものであります。

(2) 譲受けの相手方の名称

小千谷市

(3) 譲受けた事業の内容

都市ガスの供給及び販売

(4) 譲受け価格

3,200百万円（消費税抜き、流動資産を除く）

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では資産の特定や時価の算定、取得原価の配分が完了していないため、確定しておりません。

(6) 譲受ける資産の額

現時点では資産の特定及び時価の算定が完了していないため、確定しておりません。

(7) 譲受けの時期

2025年4月1日

10. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

(イ) 取引の概要

本制度は、「北陸ガス従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下、「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約」（以下、「本信託契約」という。）を締結いたしました（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口（以下、「本信託口」という。）において、信託の設定後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。本信託口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、本信託口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

(ロ) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末116,079千円、39,800株であります。

(ハ) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末107,493千円

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期
資産の部	
固定資産	40,833,220
有形固定資産	34,316,107
製造設備	3,879,817
供給設備	28,397,649
業務設備	1,636,288
附帯事業設備	12,170
建設仮勘定	390,180
無形固定資産	2,368,398
借地権	1,017
鉱業権	500
のれん	1,756,880
その他無形固定資産	610,000
投資その他の資産	4,148,714
投資有価証券	3,289,904
関係会社投資	510,123
出資金	15
長期前払費用	189,310
前払年金費用	106,510
その他投資	88,085
貸倒引当金	△35,235
流動資産	9,224,783
現金及び預金	3,694,992
受取手形	296,818
売掛金	4,061,523
関係会社売掛金	23,705
未収入金	156,629
製品	101,029
原料	24,343
貯蔵品	566,531
前払費用	321
関係会社短期債権	53,816
その他流動資産	261,325
貸倒引当金	△16,255
資産合計	50,058,004

科目	当期
負債の部	
固定負債	3,018,529
長期借入金	107,493
繰延税金負債	403,185
ガスホルダー修繕引当金	1,524,867
器具保証引当金	523,174
資産除去債務	77,657
その他固定負債	382,151
流動負債	8,018,368
買掛金	3,287,052
未払金	1,355,831
未払費用	1,387,303
未払法人税等	306,352
前受金	928,690
預り金	28,460
関係会社短期債務	720,189
災害損失引当金	4,487
負債合計	11,036,897
純資産の部	
株主資本	37,169,107
資本金	2,400,000
資本金	2,400,000
資本剰余金	21,046
資本準備金	21,043
その他資本剰余金	3
利益剰余金	35,177,911
利益準備金	600,000
その他利益剰余金	34,577,911
固定資産圧縮積立金	54,101
固定資産圧縮特別勘定積立金	355,480
別途積立金	26,100,000
繰越利益剰余金	8,068,328
自己株式	△429,850
自己株式	△429,850
評価・換算差額等	1,851,998
その他有価証券評価差額金	1,851,998
その他有価証券評価差額金	1,851,998
純資産合計	39,021,106
負債純資産合計	50,058,004

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

費 用		収 益	
売上原価	28,898,421	ガス事業売上高	48,053,489
期首たな卸高	119,785	ガス売上	48,053,489
当期製品製造原価	14,198,367		
当期製品仕入高	14,749,161		
当期製品自家使用高	67,864		
期末たな卸高	101,029		
(売上総利益)	(19,155,068)		
供給販売費	16,250,811		
一般管理費	1,868,834		
(事業利益)	(1,035,422)		
営業雑費用	4,681,100	営業雑収益	4,563,550
受注工事費用	1,358,528	受注工事収益	1,290,103
その他営業雑費用	3,322,571	その他営業雑収益	3,273,447
附帯事業費用	36,195	附帯事業収益	65,584
(営業利益)	(947,261)		
営業外費用	743	営業外収益	287,816
支払利息	78	受取利息	1,521
雑支出	665	受取配当金	127,724
		導管修理補償料	43,979
		受取賃貸料	76,803
		雑収入	37,787
経常利益	1,234,333		
		特別利益	626,445
		固定資産売却益	626,445
税引前当期純利益	1,860,779		
法人税等	210,033		
法人税等調整額	△79,778		
当期純利益	1,730,525		
合 計	53,596,886	合 計	53,596,886

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	
当期首残高	2,400,000	21,043	3	21,046	600,000	57,952	—
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の取崩						△3,851	
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立							355,480
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△3,851	355,480
当期末残高	2,400,000	21,043	3	21,046	600,000	54,101	355,480

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	26,100,000	7,065,020	33,822,973	△460,451	35,783,568	1,669,481	37,453,050
当期変動額							
剰余金の配当		△375,587	△375,587		△375,587		△375,587
固定資産圧縮積立金の取崩		3,851	—		—		—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立		△355,480	—		—		—
当期純利益		1,730,525	1,730,525		1,730,525		1,730,525
自己株式の取得				△605	△605		△605
自己株式の処分				31,207	31,207		31,207
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						182,517	182,517
当期変動額合計	—	1,003,307	1,354,937	30,601	1,385,539	182,517	1,568,056
当期末残高	26,100,000	8,068,328	35,177,911	△429,850	37,169,107	1,851,998	39,021,106

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

(ロ) たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。なお、のれんについては、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、5年による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各期における発生額について5年による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ハ) ガスホルダー修繕引当金

球形ホルダーの定期開放検査費用の支出に備えるため、必要費用を期間均等配分方式で計上しております。

(ニ) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内のサービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(ホ) 災害損失引当金

「令和6年能登半島地震」により被災した設備の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

都市ガスの販売

ガス事業会計規則を適用し、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づき収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表等に計上した金額

繰延税金資産(純額) 一 千円

(繰延税金負債と相殺前の金額は538,378千円)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 150,060,468千円

無形固定資産の減価償却累計額 2,384,376千円

(2) 保証債務

妙高グリーンエナジー株式会社 110,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 263,127千円

仕入高 2,322,004千円

営業取引以外の取引高 4,447,053千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

期末日における自己株式数

普通株式 145,124株

(注) 期末日における自己株式数のうち、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」が所有する株式数は、39,800株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金否認	105,312千円
一括償却資産損金算入限度超過額	38,535
未払事業税否認	41,778
ガスホルダー修繕引当金否認	438,033
器具保証引当金否認	150,358
未払賞与否認	108,208
未払固定資産税否認	29,476
固定資産減損損失否認	186,887
資産除去債務否認	22,427
税務上の繰越欠損金	177,809
その他	67,822
繰延税金資産小計	1,366,652
評価性引当額	△828,273
繰延税金資産合計	538,378
繰延税金負債	
前払年金費用	△29,780千円
その他有価証券評価差額金	△747,601
固定資産圧縮積立金	△21,913
固定資産圧縮特別勘定積立金	△137,968
資産除去債務	△4,300
繰延税金負債合計	△941,563

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を27.96%から28.88%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は23,952千円増加し、法人税等調整額が137千円増加し、その他有価証券評価差額金が23,815千円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社	敦井産業(株)	(被所有) 直接 11.3 間接 5.5	役員 4名	資材等の購入先 及び本支管工事 等の発注先	資材等の購入 ※1	1,183,991	関係会社 短期債務	124,211
					本支管工事等 の発注 ※2	1,111,340	関係会社 短期債務	102,905

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	敦井(株)	(被所有) 直接 2.2	役員 2名	各種保険契約先	各種保険契約 ※3	37,629	未払費用	4,706

(注) 1. 敦井産業(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しているため、「役員及び個人主要株主等」にも該当しております。

2. 敦井(株)は当社役員敦井榮一氏、敦井一友氏及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針

※1 資材等の購入については、市場の実勢価格をみて、交渉のうえ決定しております。

※2 本支管及び供給管工事の発注については、当社が定めた工事費支払基準に準拠して提示された見積をもとに、その他の工事については過去の発注条件等を勘案し、交渉により決定しております。

※3 一般取引価格を参考のうえ、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

(1) ガス器具の販売

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (イ) ガス器具の販売」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) ガス受注工事の施工

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (ロ) ガス受注工事の施工及び土木・管工事事業」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

なお、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、都市ガスの販売についてはガス事業会計規則に基づいて収益を認識しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 8,382円85銭

(2) 1株当たり当期純利益 372円18銭

(注) 当社は「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を導入しており、1株当たり純資産額の算定上、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度39,800株）。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度45,116株）。

11. 重要な後発事象に関する注記

(企業結合等関係)

当社は、2024年6月26日に成立した小千谷市ガス事業譲渡に関する契約に基づき、2025年4月1日に小千谷市が運営するガス事業を譲受け、事業を開始しました。

ガス事業譲受けの要旨は次のとおりであります。

(1) 譲受けの目的

譲受けにより北陸ガスグループの企業価値及び株主価値を高め、天然ガスのさらなる普及・拡大に資すると判断し、小千谷市の都市ガス事業を譲受けたものであります。

(2) 譲受けの相手方の名称

小千谷市

(3) 譲受けた事業の内容

都市ガスの供給及び販売

(4) 譲受け価格

3,200百万円（消費税抜き、流動資産を除く）

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では資産の特定や時価の算定、取得原価の配分が完了していないため、確定しておりません。

(6) 譲受ける資産の額

現時点では資産の特定及び時価の算定が完了していないため、確定しておりません。

(7) 譲受けの時期

2025年4月1日

12. その他の注記

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「連結注記表 10. その他の注記 (1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

北陸瓦斯株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 池田 洋平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

北陸瓦斯株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所
指定有限責任社員 公認会計士 池田 洋平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高橋 顕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第174期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第174期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集等に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

北陸瓦斯株式会社 監査役会

常勤監査役 小出 清 印

社外監査役 西潟 精一 印

社外監査役 島垣 恭洋 印

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

北陸ビル 8階 当社会議室

新潟市中央区東大通一丁目2番23号 TEL (025) 245-2211

交通

J R | 新潟駅万代口より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。